

財務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、令第四号
国土交通省、環境省

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）第十九条第一項、第二項第九号並びに第三項第四号、第五号及び第六号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十一月三十日

財務大臣 額賀福志郎

厚生労働大臣 舛添 要一

農林水産大臣 若林 正俊

経済産業大臣 甘利 明

国土交通大臣 冬柴 鐵三

環境大臣 鴨下 一郎

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令（平成十三年農林水産省、厚生労働省、財務省、経済産業省、令第二号）の一部を次のように改正する。

国土交通省、環境省

第一条中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条中第十一号を第十五号とし、同条第十号中「飼料」を「使用の経験のない飼料」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第九号中「肥料を製造する場合にあつては、栽培試験の成績を記載した書類」を「肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する普通肥料を生産する場合には同法第十条に規定する登録証若しくは仮登録証の写し又は同法第十六条の二第一項の届出（当該届出に係る同条第三項の届出をしなければならない場合にあつては、同項の届出を含む。）をしていくことを証する書類、当該普通肥料を販売する場合には同法第二十三条第一項の届出（当該届出に係る同条第二項の届出をしなければならない場合にあつては、同項の届出を含む。）

をしていることを証する書類」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第八号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）」を「廃棄物処理法」に改め、同条中同号を第十二号とし、第四号から第七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第三号中「特定肥飼料等の製造の用に供する施設」を「食品循環資源を発生させる事業場から特定肥飼料等の製造の用に供する施設」に改め、「食品循環資源の」の下に「収集、運搬及び」を加え、同号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 特定肥飼料等製造施設において受け入れる食品循環資源が一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第六条第三号において同じ。）に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第七条第六項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第七条の二第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可）を受け、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第二条の三第一号若しくは第二号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であることを証する書類

七 特定肥飼料等製造施設において受け入れる食品循環資源が産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に

規定する産業廃棄物をいう。第六条第四号において同じ。）に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第十四条第六項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第十四条の二第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第十条の三第二号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であることを証する書類

第一条第二号の次に次の二号を加える。

三 再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を行う者が第六条各号に適合することを証する書類

四 再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬の用に供する施設が第七条各号に適合することを証する書類

第二条中「第十八条第二項第七号」を「第十九条第二項第九号」に改め、同条第一号中「及び名称」を「名称及び製造量」に改め、同条第三号中「種類」の下に「及び量」を加え、同条に次の四号を加える。

四 特定農畜水産物等の種類、生産量及び当該特定農畜水産物等を利用する食品関連事業者ごとの利用量

五 特定農畜水産物等の販売の開始年月日

六 特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に使用される特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の種類及び量

七 特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に使用される特定肥飼料等以外の肥料、飼料その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条各号に定める製品の種類及び量

第二条の次に次の五条を加える。

（変更に係る認定の申請）

第三条 法第二十条第一項の変更に係る認定を受けようとする認定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

一 認定年月日

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 変更の内容

四 変更の年月日

五 変更の理由

(特定農畜水産物等)

第四条 法第十九条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物

二 前号に掲げる農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品であつて、当該食品の原料又は材料として使用される農畜水産物に占める前号に掲げる農畜水産物の重量の割合が五十パーセント以上のもの

(特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用量)

第五条 法第十九条第三項第四号の主務省令で定めるところにより算定される量は、付録の算式により算定される量とする。

(食品循環資源の収集運搬を行う者の基準)

第六条 法第十九条第三項第五号の規定による主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

二 当該再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

三 当該再生利用事業に利用する食品循環資源が一般廃棄物に該当する場合には、廃棄物処理法第七条第五項第四号イからエまでのいずれにも該当しないこと。

四 当該再生利用事業に利用する食品循環資源が産業廃棄物に該当する場合には、廃棄物処理法第十四条第一項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第十四条の二第一項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第九条第二号に該当して、当該食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができる者であること。

五 廃棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第四条の六に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下この号において同じ。）を

受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

六 当該再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を自ら行う者であること。

(食品循環資源の収集運搬の用に供する施設の基準)

第七条 法第十九条第三項第六号の規定による主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該再生利用事業に利用する食品循環資源が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

二 積替施設を有する場合には、当該再生利用事業に利用する食品循環資源が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。

三 異物、病原微生物その他の食品循環資源の再生利用上の危害の原因となる物質の混入を防止するために必要な措置を講じたものであること。

四 食品循環資源の腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を行うために必要な措置を講じたものであること。

附則の次に付録として次のように加える。

付録（第五条関係）

$$(A - B) \times \{ (C \div D) \times (E \div F) \} \times 0.5$$

Aは、当該再生利用事業計画に従って農林漁業者等が生産する特定農畜水産物等の量

Bは、当該特定農畜水産物等のうち、当該農林漁業者等が当該食品関連事業者以外にその販売先を確保しているものの量

Cは、当該特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源のうち、当該食品関連事業者が排出するものの量

Dは、当該特定肥飼料等の製造に使用される原材料の量

Eは、当該農林漁業者等が当該特定農畜水産物等の生産に使用する特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の量

Fは、当該特定農畜水産物等の生産に使用される肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品の総量

附 則

この省令は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八

十三号)の施行の日(平成十九年十二月一日)から施行する。